

安八町告示第156号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年7月28日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月28日

安八町監査委員 清伸一
安八町監査委員 雉井昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年7月28日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、支払年月日が令和元年7月29日、6／5土地改良の会の折のタクシ一代 2220円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年2月22日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額 175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年7月29日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

(1)

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、支払年月日が令和元年7月29日、6/5土地改良の会の折のタクシ一代 2220円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年8月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年8月24日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に

発生していたのか否かについて、令和2年8月25日に監査を実施した。

（2）監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年4月24日 岐土連第42号「農業農村整備の集い（以下「集い」という。）の開催について」が、岐阜県土地改良事業団体連合会 会長から、中須川土地改良区 理事長（以下「理事長」という。）に送達された。
- (2) (1) の内容は、「1. 開催日時：平成31年6月5日（水）13:30～15:00／2. 開催場所：東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館1階 シーンバッハ・サボー TEL 03-3261-8386（代）／開催目的：農業農村整備事業予算についての情勢報告と事業の推進について／4. 参加者：集会の趣旨に沿い実施事業量の多い土地改良区理事長（事務局長）、市町村長等（課長以上）／その他：（略）」であった。
- (3) 集い終了後には、別会場で会費制により懇親会（以下「土地改良の会」という。）が開催された。
- (4) 本来であれば、集い及び土地改良の会には理事長が出席する予定であったが、理事長の日程の調整が困難であったため、安八町長（以下「町長」という。）が出席した。
- (5) 町長は、集い及び懇親会に出席するため新幹線を利用して岐阜羽島駅から東京駅までの間を移動した。
- (6) 町長が集い及び土地改良の会に出席する目的は、農業農村整備に携わる全国の関係者が一堂に会す集いや土地改良の会において、それぞれの現場で直面している喫緊の課題を再認識しこれに関する意見や要望等を直接聴取するため、また、新たな食料・農業・農村基本計画に掲げられた農業に従事する若者たちが自信を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現していくためには、農業生産基盤の整備により農業の競争力を高めるとともに、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮、農業の持続的発展と農村の振興を目的として集い及び土地改良の会に出席している者ら（以下「出席者ら」という。）の理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における農業農村整備事業関係者が直面している喫緊の課題等につき出席者らと意見交換をすることであった。
- (7) 町長は、交流会の機会を利用して(6)の目的を達成した。

(8) 町長は、集い及び土地改良の会終了後、帰町するため新幹線を利用して東京駅から岐阜羽島駅までの間を移動した。

(9) (8)により町長が岐阜羽島駅に到着した時は、大幅に職員の終業時刻が過ぎており公用車を使用できなかったことから、岐阜羽島駅から自宅(安八町東結)までの区間(2,220円)でタクシーを使用した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない旨が規定されている。

2 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要な支弁をするものである旨が規定されている。

4 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

(1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。

(2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年2月22日付にて、令和元年6月5日の「農業農村整備の集い」及び懇親会「土地改良の会」に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、この会の出席者は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書にはタクシーチケットや領収書が添付されておらず本当にタクシ一代として2,220円支払ったのかどうか疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑩使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、町長が集い及び土地改良の会に出席することについて検討した。

地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、~~主~~祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(6) のとおり、町長は集い及び土地改良の会の機会を利用して、出席者らと、新たな食料・農業・農村基本計画に掲げられた農業に従事する若者たちが自信を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現することに関する意見交換を積極的に行っている。

つまり、町長が集い及び土地改良の会に出席することは、行政の衝にあたる者として、集い及び土地改良の会の出席者らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる交流会の出席者らの協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、町長として、農業生産基盤の整備により農業の競争力を高めるとともに、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮、農業の持続的発展と農村の振興に重要な役割を果たしている集い及び土地改良の会の出席者らに対し、敬意をもって接するべきものであり、集い及び土地改良の会の出席者らと相互理解を図り、懇親の

実を深め、今後の協力を期待する機会として集い及び土地改良の会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、町長が集い及び土地改良の会に出席したことは、町長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、集い及び土地改良の会の機会を利用して集い及び土地改良の会の出席者らと新たな食料・農業・農村基本計画に掲げられた農業に従事する若者たちが自信を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現することに関する意見交換を積極的に行なうことは、首長である町長の職務の範囲内であり、公務である集い及び土地改良の会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。